

# 「山陽小野田市犯罪被害者等支援条例（素案）」の概要

## 1 条例制定の趣旨

誰もが、予期せず犯罪等に巻き込まれる可能性がある中で、その被害者や家族・遺族は、直接的な被害にとどまらず、誹謗中傷等による二次的被害に苦しめられることも少なくありません。

本条例は、市民等が安全に、かつ、安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、犯罪被害者等支援に関する基本理念を定め、市の責務等を明らかにし、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減を目指した施策を総合的に推進しようとするものです。

## 2 条例（素案）の構成

### 《基本的事項》

- |     |      |   |
|-----|------|---|
| 第1条 | 目的   | ・ 条例制定の目的   |
| 第2条 | 定義   | ・ 用語の意義   |
| 第3条 | 基本理念 | ・ 犯罪被害者等への支援についての基本理念<br>・ 犯罪被害者等の尊厳を尊重、迅速かつ適切な支援 等 |

### 《市等の責務》

- |     |        |                         |
|-----|--------|-------------------------|
| 第4条 | 市の責務   | ・ 支援施策の策定及び実施           |
| 第5条 | 市民等の責務 | ・ 支援への理解、二次的被害防止への配慮 等  |
| 第6条 | 事業者の責務 | ・ 労働環境の整備、二次的被害防止への配慮 等 |
| 第7条 | 学校等の責務 | ・ 在学生への適切な支援 等          |

### 《犯罪被害者等への支援》

- |      |               |                       |
|------|---------------|-----------------------|
| 第8条  | 相談及び情報の提供等    | ・ 相談対応、支援情報の提供等       |
| 第9条  | 経済的負担の軽減      | ・ 犯罪被害者等への経済的な助成措置    |
| 第10条 | 心身に受けた影響からの回復 | ・ 福祉サービス等の利用支援        |
| 第11条 | 安全の確保         | ・ 二次的被害及び再被害の防止のための支援 |
| 第12条 | 居住の安定         | ・ 従前住居への居住が困難な場合の支援   |
| 第13条 | 雇用の安定         | ・ 事業者の理解を深める機会の確保 等   |

### 《理解の増進等》

- |      |             |                         |
|------|-------------|-------------------------|
| 第14条 | 理解の増進       | ・ 市民等への広報、啓発            |
| 第15条 | 人材の育成       | ・ 人材育成のための研修の実施等        |
| 第16条 | 教育活動の推進     | ・ 生命、身体及び人権を尊重する教育活動の推進 |
| 第17条 | 民間の団体に対する支援 | ・ 民間支援団体への情報の提供 等       |

### 《その他》

- |      |       |
|------|-------|
| 第18条 | 支援の制限 |
| 第19条 | 委任    |